

## 藤沢市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童が病気の回復期にあることから集団保育が困難な期間に保護者の就労等により家庭において保育を受けることが困難な場合の保育の需要に対応するため本市の乳幼児健康支援一時預かり事業（以下「病後児保育事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する業務を目的として法第35条第3項又は第4項の規定により設置された施設
- (2) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定される保育事業
- (3) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定される保育事業
- (4) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定される保育事業

### (対象児童)

第3条 病後児保育事業の対象となる児童は、この市の区域内に居住する生後6ヶ月から小学校就学の始期に達するまでの者で、次の各号のいずれにも該当する者（以下「児童」という。）とする。

- (1) 病気回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある、集団保育が困難である者。
- (2) この市の区域内に存する保育所において保育されている者、家庭的保育事業を利用している者、小規模保育事業を利用している者及び事業所内保育事業を利用している者。
- (3) 市内に居住し、他市区町村に存する保育所において保育されている者、家庭的保育事業を利用している者、小規模保育事業を利用している者及び事業所内保育事業を利用している者。
- (4) 保護者が就労又は傷病などやむを得ない事由により家庭において保育を受けることが困難である者。

### (対象疾患)

第4条 病後児保育事業の対象となる疾患は、次の各号に掲げるものをいう。ただ

し、疾患が学校保健安全法施行規則（昭和33年6月13日文部省令第18号）第18条に規定された感染症の種類であった場合は、同規則第19条に規定された出席停止の期間の基準を経過するまで対象としないものとする。

- (1) 感冒又は消化不良症（多症候性下痢）等児童が日常罹患する疾病。
- (2) 麻疹，水痘，風疹等の全身性疾患。
- (3) 喘息等の慢性疾患。
- (4) 火傷等による外傷性疾患。

（実施保育所）

第5条 病後児保育事業を実施する保育所は、次の各号のいずれにも該当するこの市の区域内に存する保育所で、市長の指定を受けた保育所（以下「実施保育所」という。）とする。

- (1) 利用定員が4人以上であること。
- (2) 開所時間が原則として1日11時間であること。
- (3) 開所日が、日曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）及び12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く日であること。
- (4) 病後児の看護を担当する看護師又は保健師若しくは助産師若しくは准看護師（以下「看護師等」という。）を利用児童10人につき1名以上配置するとともに、保育士を利用児童3人につき1名以上配置すること。
- (5) 病後児保育事業を実施するための設備が次のアからエまでの基準のいずれをも満たしていること。

ア 保育を行う部屋の面積は、児童1人につき、1.98平方メートル以上とし、8平方メートルを下回らないこと。

イ 児童の静養又は隔離の機能を持つ部屋として、児童1人につき、1.65平方メートル以上の観察室又は安静室を有していること。

ウ 調理室及び調乳室を有すること。ただし、専用の調乳室が設置できない場合は、調理室の一部を調乳室として区画すること。

エ その他病後児保育事業の実施に必要な設備を有すること。

（施設長の責務）

第6条 病後児保育事業を実施するにあたり、実施保育所の長（以下「施設長」という。）は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 体温の管理等対象児童の健康状態を的確に把握し、症状に応じて安静を保て

るよう処遇内容を工夫すること。

(2) 他の児童への感染防止に配慮すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、病後児保育事業を適切に実施するための措置を講じること。

(利用期間)

第7条 病後児保育事業を利用できる期間は、7日以内とする。ただし、医師の判断等により必要と認められる場合は、この限りではない。

(利用登録)

第8条 病後児保育事業の利用を希望する児童の保護者（以下「登録申請者」という。）は、あらかじめ藤沢市乳幼児健康支援一時預かり事業児童登録申請書（第1号様式）により利用する実施保育所を通じて市長に利用の登録を申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急、かつ、やむを得ない事由があると認められるときは、登録申請者は口頭で利用の登録を申請することができる。この場合、登録申請者は速やかに前項に定める手続きを行わなければならない。

3 前2項の規定により、登録の申請があったときは、審査のうえ、その可否について、速やかに乳幼児健康支援一時預かり事業決定通知書（第2号様式）により実施保育所を通じて登録申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により、登録を認める決定をしたときは、藤沢市乳幼児健康支援一時預かり事業登録台帳（第3号様式。以下「登録台帳」という。）に登録するとともに、実施保育所にその旨通知するものとする。

5 登録の有効期間は、登録日から当該児童が6歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

6 登録申請者は、登録内容に変更が生じた場合は、その旨実施保育所を通じて市長に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第9条 登録申請者は、前条第3項の規定により登録が決定された後、この事業の利用を辞退しようとするときは、藤沢市乳幼児健康支援一時預かり事業登録辞退届（第4号様式）を実施保育所を通じて市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により、届け出があったときは、登録台帳に記録するとともに、実施保育所へその旨通知するものとする。

#### (利用手続)

第10条 病後児保育事業の利用を希望する第8条第3項の規定により登録が決定された児童の保護者（以下「利用申込者」という。）は、利用を希望する日（以下「利用日」という。）の前日までに実施保育所に利用の予約をしなければならない。この場合、利用日の前日が第5条第3号に規定する休業日に該当する場合は、これらの日の前日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施保育所は利用定員に満たない場合で保育の実施に特に支障がないと認められるときは、利用日当日の申し込みを受け付けることができる。

3 実施保育所は、前2項の利用の予約を受理したときは、利用申込者が第13条第1項の別表に定める階層区分のいずれに該当するかについて市長に確認を求めるものとする。

4 市長は、前項の確認を求められたときは、速やかに実施保育所に回答しなければならない。

5 利用申込者は、第1項又は第2項の規定により予約をしたときは、利用する最初の日に、次の各号に掲げる書類等を実施保育所に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市乳幼児健康支援一時預かり事業利用申込書（第5号様式）。
- (2) 藤沢市乳幼児健康支援一時預かり事業医師連絡票（第6号様式）。
- (3) 健康保険証の写し及び藤沢市小児医療証の写し。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

6 利用申込者は、前項の申込内容に変更が生じたときは、速やかにその旨施設長に申し出なければならない。

#### (利用の制限)

第11条 市長は、利用日において利用定員の超過等保育を実施することが児童の安全管理に支障を来すおそれがあると判断したときは、病後児保育事業の利用を制限することができる。

#### (利用の解除)

第12条 市長は、児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象児童の登録の取り消し又は利用の停止をすることができる。

- (1) 第3条に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用目的に反する行為があったとき。
- (3) 実施保育所の指示に従わないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、病後児保育事業を利用させることが不相当と認められるとき。

(費用の徴収)

第13条 病後児保育事業を利用する児童の保護者は、別表に定める階層区分に応じ、利用料を実施保育所に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施保育所における給食費、おやつ代、対象児童が緊急に診察を受けた場合の診療費、薬剤費及び児童に使用する医療材料費等の消耗品等（以下「給食費等」という。）は、児童の保護者が別に負担するものとする。

3 前2項に定める利用料及び給食費等は、児童が利用する日ごとに保護者が実施保育所に支払うものとする。

(報告)

第14条 施設長は、各月における利用状況について当該月の翌月の5日までに藤沢市乳幼児健康支援一時預かり事業月別報告書（第7号様式）により市長に報告しなければならない。

(書類の整備、保存)

第15条 施設長は、病後児保育事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該支出及び収入に係る証拠書類を整備し、5年間保存しておかなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第13条第1項関係）

藤沢市乳幼児健康支援一時預かり事業利用料

---

階 層 区 分		対象児童 1 人当たりの利用料 (日額)
A	藤沢市保育に関する条例施行規則 (昭和 6 2 年 3 月 3 1 日規則第 5 2 号) 別表第 2 に規定する入所児 童の属する世帯の階層区分のう ち, A 及び B 1 に該当する世帯	0 円
B	上記以外の世帯	2, 0 0 0 円

第 5 条関係 市長の指定する保育所

1) 鵜沼藤が谷 1 - 7 - 8 に開設する保育所
2) 湘南台 5 - 1 - 2 に開設する保育所
3) 辻堂神台 1 - 3 - 3 9 に開設する保育所